

大阪府環境審議会
水質規制部会運営要領（案）

第1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「審議会条例」という。）第6条第2項の規定により、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。）第3条の規定に基づく排水基準及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号。）第50条第1項及び第51条第1項の規定に基づく排水基準について、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会に水質規制部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組 織

(1) 部会は、審議会条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 審議会条例第2条第1項第1号に規定する委員 2名以内

② 審議会条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名

(2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会 議

部会の会議は、部会長が召集し、部会長がその議長となる。

第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。